

第8章 養成講習

- 育成就労制度に携わる以下の関係者を選任するに当たっては、いずれも主務大臣が適当と認めて告示した機関(以下「養成講習機関」という。)によって実施される講習(以下「養成講習」という。)を受講した者を選任しなければなりません。

また、選任後も、引き続き3年ごとに、養成講習機関が実施する養成講習を受講しなければなりません。

〈監理支援機関〉

- ・ 監理支援責任者(規則第 69 条第2項)
- ・ 外部監査人(規則第 47 条第2項第1号)

〈育成就労実施者〉

- ・ 育成就労責任者(規則第 16 条第1号)
- ・ 育成就労指導員(規則第 15 条第1項第2号ハ)
- ・ 生活相談員(規則第 15 条第1項第3号)
- ・ 単独型育成就労の監査人(規則第 17 条第1号イ)

- 経過措置として、育成就労法施行前に技能実習制度における養成講習を受講した者も監理支援責任者、外部監査人、育成就労責任者、育成就労指導員、生活相談員又は単独型育成就労の監査人に選任することができます。この場合における役職ごとの講習の詳細は以下の表を確認してください。

〈経過措置において育成就労制度の養成講習とみなされる技能実習制度の養成講習〉

育成就労制度で選任する役職	育成就労制度の養成講習とみなされる技能実習制度の養成講習
監理支援責任者	監理責任者等講習
監理型育成就労の外部監査人 単独型育成就労の監査人	監理責任者等講習
育成就労責任者	技能実習責任者講習
育成就労指導員	技能実習指導員講習
生活相談員	生活指導員講習

- 技能実習制度の養成講習については、主務省庁のウェブサイトで案内していますので、確認の上、各養成講習機関に受講の申込みを行ってください。
- 育成就労制度において養成講習を受講しなければならない者として上記に列挙した

もの以外の監理支援機関や育成就労機関の職員は、法令上、養成講習の受講は義務付けられてはいませんが、育成就労外国人を受け入れるに当たり、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から、養成講習を受講することが推奨されます。

- 育成就労制度の養成講習機関となるための要件や手続、養成講習の科目等については、改めて本要領などにおいてお知らせします。